

【資料1】

0歳児から2歳児までを利用対象として保育する施設に通園する児童で、利用対象年齢の満了に伴い、別の保育施設の利用申込みをする場合の利用調整の取扱いについて

1. 0歳児から2歳児までを利用対象として保育する施設

【該当施設（4施設）】

- しおん保育園（分園モア フラワーランド）
- しおん保育園（分園中央 アニマルランド）
- ヒューマンアカデミー印西牧の原保育園
- にこにこルーム原山

2. 課題と現状での対応

【課題】

- 上記施設に児童を通園させている保護者が3歳児以降も保育の利用を希望する場合、その取扱いをどのようにすべきか。
- 現状では3歳児以降の通園先が決まっておらず、先行きが不透明であるため、保護者から不安の声が寄せられている。

【現状の対応】

3歳児以降も保育の利用を希望する場合には、「利用調整基準表」の「調整指数」により、2点加点としている。

3. 今後の取扱い（案）の概要

上記施設に在園している児童が利用対象年齢の満了に伴い、別の保育施設の利用申込みをする場合には、**6点加点**して利用調整をする

※平成28年4月入園（転園）の利用調整からこの基準を適用する

4. 今後のスケジュール

8月：該当保護者あて来年度利用に関する意向調査の実施

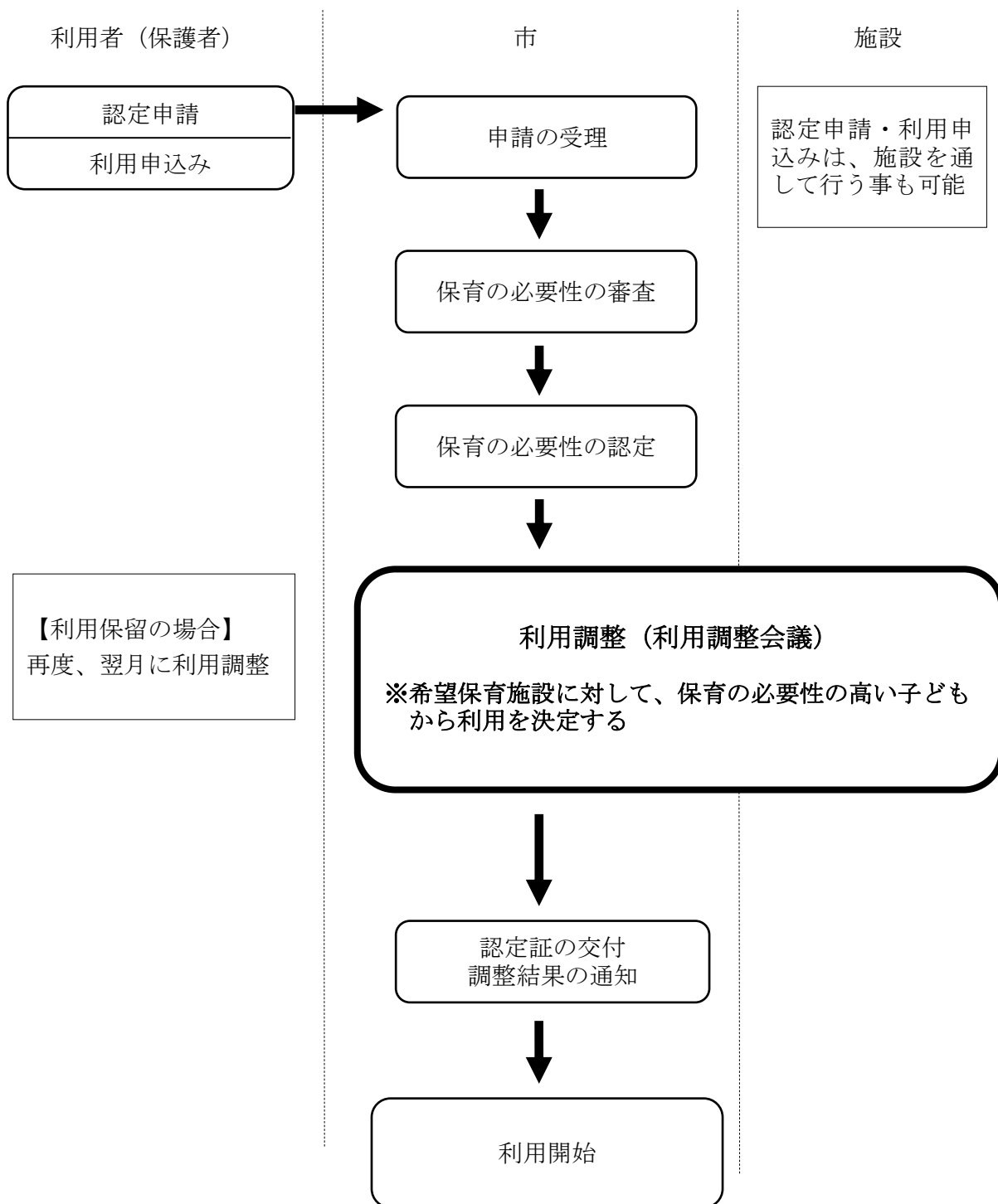
9月：意向調査結果取りまとめ、既設保育園へ結果を通知

10月：改正規則公布・施行

11月もしくは12月：平成28年度入園申込書類配布開始（※申込保護者等に本件を周知）

年明け：4月入園（転園）利用調整

【参考①】 保育施設利用の流れ



【資料1】

【参考②】 保育の利用調整基準表（改正案）

1 基本指数

No.	類型	細目		基本指数		
1	居宅外労働	外勤 自営	月160時間以上の就労を常態		11	
			月140時間以上160時間未満の就労を常態		10	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		9	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		8	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態		7	
			月60時間以上80時間未満の就労を常態		6	
2	居宅内労働	自営 農業 内職	月160時間以上の就労を常態		11	
			月140時間以上160時間未満の就労を常態		10	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		9	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		8	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態		7	
			月60時間以上80時間未満の就労を常態		6	
3	母親の出産	出産予定日を含む月及びその前後2か月間		11		
4	保護者の疾病等	疾病	入院	おおむね1か月以上の入院	12	
			居宅療養	常時臥床	おおむね1か月以上臥床	12
				精神等	医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合	10
				一般療養	医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した場合	9
					上記以外で保育が困難であると認められる場合	8
			障害	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳④・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合		12
身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2を所持している場合		10				
5	病人の看護等	看護 介護 付添	居宅外	おおむね1か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	12	
			居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合	12	
				心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合	8	
			居宅外・居宅内	その他の病人等の介護等	8	
6	災害復旧	火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合		12		
7	求職活動等	求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合		5		
8	就学又は職業訓練	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に就学又は通所している場合		※居宅外労働に準ずる		
9	虐待・配偶者からの暴力など	虐待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある場合		12		
10	その他	上記類型に類する状態にある場合		※類する項目に準ずる		

【資料1】

2 調整指数

番号	条件	調整指数	
1	世帯の 状況	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	+3
2		生活保護法による被保護世帯	+2
3		生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	+2
4		産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合（職場復帰する月のみ適用）	+2
5		65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合	-3
6	申込みの 状況	通所している保育所等の利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者	+6
7		兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み（転園を除く）をしている場合	+1
8		兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合	+1
9		児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1
10	その他	待機期間が1年以上経過している者	+2
11		待機期間が6か月以上経過している者	+1
12		特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合	+1
13		利用の内定を辞退した場合（辞退した利用月の属する年度内の利用調整に限る）	-2
14		市外在住者（転入予定者を除く）	-6
15	6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合	-6	

備考

- ①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。
- ②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定します。）
- ③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。
- ※期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）として利用調整を行います。
- ※就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。
- ※就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。
- ※調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（転入予定者を含む）
2	当該保育所等の希望順位が高い者
3	通所している保育所等の利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者
4	待機期間が長い（ただし、利用申込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。）
5	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
6	生活保護法による被保護世帯
7	兄弟姉妹が既に保育所等を利用している又は兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み（転園を除く）をしている者
8	基本指数が高い世帯